

みらい1分ニュースレター

2010/6/7 第39号
毎週月曜配信

中国版

【滴水穿石】

多くの日系企業は香港に拠点を置き、そこを中心に中国を含むアジア地域に事業展開するといったスキームを利用しています。しかし香港は中国の特別行政区とされ、従来「日中租税条約」の適用を受けることができませんでした。今回の租税協定合意により、将来的な源泉税の軽減等が期待されます。

みらいコンサルティング(株) 国際ビジネス部
中国ニュース配信サービス事務局
Peoples Republic of China

テーマ

日本-香港間 租税協定について基本合意成立

←ポイント

- ✓発表：日本財務省・香港政府
- ✓発表日：2010年3月31日
- ✓注目すべきポイント：
 - ・両国間の課税関係が明確化され、二重課税の回避へつながる
- ✓影響：
 - ・両国課税当局間の情報交換が可能となるため、国際的な脱税及び租税回避行為に対する監視が厳格化される
 - ・二重課税回避により両国間の投資・経済交流の活発化が期待される

←解説

香港は、1997年に英国から中国へ返還されました。その後中国の特別行政区（※1）とされ、日本との租税条約や租税協定（※2）の締結はなく、国際課税上特別扱いになっています。

（※1）特別行政区……… 本国の地方行政制度とは異なる行政機関が設置され、大幅な自治権が認められている地域。

（※2）租税条約・租税協定……… 二国間で活動する個人や企業について、両国からの二重に課税されてしまう不利益を排除するよう、両国で相互に課税権を調整し、課税の配分を定めた条約。

今回、日本-香港間の租税協定の基本合意によって、将来的には二重課税の調整が可能となります。これにより両国間の投資の促進や経済交流の活発化が期待されます。租税協定のポイントは、以下の4点です。

1. 進出した企業の事業活動から生じる所得について、源泉地での課税対象が明確化されます。
2. 投資先の国・地域における投資所得（配当、利子、使用料）に対する課税が以下のように軽減されます。

従来	配当、利子 使用料	協定案	配当		利子	使用料
			親子間	その他		
	一律20%		5% (10%以上)	10%	免税(政府等) 10%(その他)	5%

3. 日本、香港の課税当局間での租税に関する情報交換が可能となります。
4. 租税協定の濫用を防止するための規定も設けられます。

今後、両国での承認手続き（香港では立法会、日本では国会）を経た後に発効される予定となっています。

執筆：姜 香花

みらいコンサルティンググループ

みらいコンサルティング株式会社 <http://www.miraic.jp/>
税理士法人みらいコンサルティング/MC国際公認会計士共同事務所
社会保険労務士法人みらいコンサルティング/霞が関司法書士事務所

- ◇東京都千代田区霞が関3-2-5 霞が関ビル4階 TEL: 03-3519-3970(代)
- ◇[大阪支社] 大阪府大阪市中央区安土町3-2-14 TEL: 06-4705-7010
- ◇[名古屋事務所] 愛知県名古屋市中区栄2-11-7 TEL: 052-253-5606

